

墨田区公式ウェブサイトバナー広告募集要項

墨田区公式ウェブサイトのバナー広告掲載に関して、次のとおり募集します。

【広告の規格及び広告掲載料】

- ・大きさは、天地 31 ピクセル、左右 88 ピクセルとします。
- ・データ容量は、4 KB 以内とします。
- ・データ形式は、GIF または JPEG で、アニメーションは不可とします。
- ・広告掲載料は、月額 20,000 円とします。

【広告の掲載位置及び枠数】

広告を掲載する位置は、ウェブサイトのトップページ上で区が指定した場所とします。また、枠数は 45 枠とします。

【広告の掲載期間】

広告を掲載する期間は 1 ヶ月単位とし、連続する掲載期間は最大 12 月とします。掲載料金の日割りは行いません。

【広告掲載期間の延長】

広告掲載期間内に、区の都合でウェブサイトを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長します。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

【広告内容等の範囲】

ウェブサイトに掲載するバナー広告は、区民生活の利便性を向上させることのできるものであり、原則として広告主の業務の紹介を主たる目的としていること、又は公共的性格を有することを要件とし、墨田区広告掲載事業要綱第 4 条及び墨田区広告掲載基準第 5 条に規定するもののほか、第三者サイトへのリンクや広告が多数掲載されており、成功報酬型広告収入を主たる目的としていると判断するものは、掲載できません。

【広告掲載の申込み】

広告の掲載を希望する方は、事前に「広告掲載事業者登録シート」により区への登録を済ませてからお申し込みください。その後、バナー広告掲載開始希望月の前々月末までに、「広告掲載申込書」に関係事項をご記入の上、お申し込みください。

【広告等の審査】

広告掲載の可否については、「墨田区広告掲載事業要綱」「墨田区広告掲載基準」「墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載に関する基準」に基づき、審査を行い、決定します。なお、募集の枠数を超えた申込みがあった場合は、「墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載に関する基準」の優先順位に基づきますが、同一順位の場合は広告掲載希望期間の長い広告を優先することとし、同じ場合には、申込みの先着順として決定します。

【広告原稿の作成及び提出】

広告掲載決定後、広告原稿データの提出をお願いします。また、広告原稿データの作成にかかる経費は広告主のご負担となります。

【広告掲載料の納付】

広告掲載料は、掲載の決定後、指定期日までにお支払いください。納入通知書は、決定通知文に同封して、送付します。

【問合せ先】

墨田区企画経営室広報広聴担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6221

ファックス：03-5608-6406

メール：KOUHOU@city.sumida.lg.jp